

岐阜県公報

目次

公示

市街地再開発組合の事業計画の変更認可

(都市整備課)

ページ

号外(二) 令和五年七月二十八日

公示

市街地再開発組合の事業計画の変更認可

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

令和五年七月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 市街地再開発組合の名称
高島屋南市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十六年十月十日から
令和六年三月三十一日まで
- 三 施行地区
事業計画書において表示するとおり
- 四 事務所の所在地
岐阜市神田町六丁目七番地二
- 五 設立認可の年月日
平成二十六年十月十日
- 六 変更認可の年月日
令和五年七月二十八日

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日
金曜日)

発行

(休日
に当たる
ときは翌日)

令和五年七月二十八日

令和五年七月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社